

<通所介護 高槻けやきの郷 サービス内容 ・ 利用料金>の確認  
(2023年5月1日改訂)

(1) 介護給付及び予防給付の基準サービス (契約書第7条参照)  
要介護状態区分に応じ、下記の料金をお支払いください。 ( ) は2割負担の金額です

介護給付 (入浴利用がある場合)		(1回あたりの利用料金)				
1. ご契約者の要介護状態区分とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
※個別機能訓練加算Ⅰ(ロ)…85単位 ※入浴介助加算…40単位 ※サービス提供体制強化加算Ⅰ…22単位 ※科学的介護推進体制加算…40単位 ※介護職員等ベースアップ等支援加算 介護請求総単位数×1.1%=単位	8,568円	9,769円	11,002円	12,246円	13,479円	
	813単位	927単位	1,044単位	1,162単位	1,279単位	
2. うち、介護保険から給付される金額	7,710円 (6,853円)	8,791円 (7,814円)	9,900円 (8,800円)	11,020円 (9,796円)	12,130円 (10,782円)	
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	858円 (1,715円)	978円 (1,955円)	1,102円 (2,202円)	1,226円 (2,450円)	1,349円 (2,697円)	
4. 食事(昼食)に係る自己負担500円(税別)	500円	500円	500円	500円	500円	
5. 喫茶(おやつ・飲み物) 150円(税別)	150円	150円	150円	150円	150円	
食事(昼食)を含めた自己負担額(3+4+5) ※5は税別	1,508円 (2,365円)	1,628円 (2,605円)	1,750円 (2,852円)	1,876円 (3,100円)	1,999円 (3,347円)	

介護給付 (入浴利用がない場合)		(1回あたりの利用料金)				
1. ご契約者の要介護状態区分とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
※個別機能訓練加算Ⅰ(ロ)…85単位 ※サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位 ※科学的介護推進体制加算…40単位 介護請求総単位数×1.1%=単位	8,146円	9,348円	10,581円	11,825円	13,058円	
	773単位	887単位	1,004単位	1,122単位	1,239単位	
2. うち、介護保険から給付される金額	7,330円 (6,516円)	8,412円 (7,477円)	9,522円 (8,464円)	10,641円 (9,459円)	11,751円 (10,445円)	
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	816円 (1,630円)	936円 (1,871円)	1,059円 (2,117円)	1,184円 (2,366円)	1,307円 (2,613円)	
4. 食事(昼食)に係る自己負担500円(税別)	500円	500円	500円	500円	500円	
5. 喫茶(おやつ・飲み物) 150円(税別)	150円	150円	150円	150円	150円	
食事(昼食)を含めた自己負担額(3+4+5) ※5は税別	1,466円 (2,280円)	1,586円 (2,521円)	1,709円 (2,767円)	1,834円 (3,066円)	1,957円 (3,313円)	

※別途合計額に5.9%相当の通所介護処遇改善加算Ⅰが加わります。  
※別途合計額に1.2%相当の通所介護特定処遇改善加算Ⅰが加わります。

介護予防通所サービス独自（運動器機能向上算定）	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回
1 ご契約者の要介護状態区分とサービス利用料金 ※個別訓練加算 I（口）…85単位 ※サービス提供体制強化加算…225単位含む ※科学的介…225単位を含む。 ※ベースアップ支援加算 要支援1…22単位 要支援2…43単位	事業対象者・要支援 1	要支援 2 (週 1 回程度)	要支援 2 (週 1 回を超える程度)
	20,994円	20,994円	39,313円
	1,992単位	1,992単位	3,730単位
2. うち、介護保険から給付される金額	18,894円 (16,794円)	18,894円 (16,794円)	35,381円 (31,450円)
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	2,100円 (4,200円)	2,100円 (4,200円)	3,932円 (7,863円)

※通所介護処遇改善加算 I  
総単位数にサービス別の加算率を乗じたものを加算。  
※通所型独自サービス特定処遇改善加算 I  
総単位数にサービス別の加算率を乗じたものを加算。

	1食ごと	1食ごと	1食ごと
4. 食事（昼食）に係る自己負担	500(税別) 円	500(税別) 円	500(税別) 円

※ 予防給付については1ヶ月単位の単価となります。

※喫茶（おやつ・飲料）は15:00以降までのご利用の方が対象です。1回150円【税別】

- ☆ 地域特別加算として5.4%が加算されます。単位数に5.4%加算したものが自己負担額となります。
- ☆ 要介護認定を受けられた方は介護保険給付、要支援・事業対象者認定を受けられた方は介護予防通所サービス（独自）の対象となります。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 食事に係る費用は、提供した食事分の合計金額を徴収させていただきます。

※ 区分支給限度基準を超える場合には、全額自己負担となります。

<サービス内容①> 介護給付

- ・ 個別機能訓練加算（I）（85単位）…所定の資格を持つ専属の職員を配置し、リハビリを実施します。
- ・ 入浴介助加算（40単位）…ご契約者の身体の状態に応じて、機械浴槽を使用して寝たきりであっても入浴が行えます。
- ・ サービス提供体制強化加算 I 1（18単位）…事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
- ・ 送迎減算（-47単位）…事業所が送迎を行わない場合（片道につき）

<サービス内容②> 総合事業

- ・ 運動器機能向上加算（225単位）月単位…所定の資格を持つ専属の職員を配置し、運動器（パワーリハビリテーション）を活用したリハビリを実施します。
- ・ サービス提供体制強化加算 I 1（事業対象者・要支援1 72単位、要支援2 144単位）…事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。

上記のサービス利用料金について説明を受け、同意いたします。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

社会福祉法人 成光苑 高槻けやきの郷 通所介護事業所

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 宇野 篤史 \_\_\_\_\_

契約者 住所		代理人 住所	
契約者 氏名		代理人 氏名	